

彦根・犬上地区交通安全対策連絡協議会からのお知らせ

交通安全フェア&交通安全ポスター・作文コンクールを開催しました

彦根・犬上地区交通安全対策連絡協議会（彦根署管内の行政、警察、関係協会で構成される団体）では、次のとおり交通安全の啓発を行っています。ほかにも高齢者自転車大会の開催や新入学児童を対象とした交通安全教室などを行っています。



交通安全フェア

9月、ビバシティ彦根センタープラザで、ミニ白バイに乗っての記念撮影や子ども免許証の作成などのブースを設置し、交通安全について啓発を行いました。



楽しみながら交通安全を学びました！

問い合わせ先 彦根・犬上地区交通安全対策連絡協議会
(交通安全対策課内) ☎ 30-6134、FAX24-5211



交通安全ポスター・作文コンクール

※市内の会長賞、特選のみ掲載

ポスター部門

- ▶小学1～3年生の部 上田心汰さん(旭森小2年)、藤本歩里さん(佐和山小2年)
- ▶小学4～6年生の部 宮本航志さん(佐和山小6年)
- ▶中学生の部 宮川あかりさん(中央中2年)



▲ポスター部門小学1～3年生の部
上田心汰さんの作品

作文部門

- ▶小学1～3年生の部 永本隼平さん(旭森小1年)、宮本大輝さん(城東小2年)
- ▶小学4～6年生の部 白谷勇二さん(旭森小6年)、北川詩歩さん(旭森小6年)
- ▶中学生の部 北郷真帆さん(中央中2年)、西澤凛香さん(中央中2年)

12月1日(土)～同31日(月) 年末の交通安全県民運動

- ▼高齢者や子どもを見かけたら、思いやりを持った運転を心がけましょう。
- ▼夕暮れ時や夜間、歩行者と自転車の人は、反射材や明るい色の服を着用しましょう。
- ▼近距離の移動でも、シートベルト・チャイルドシートを着用しましょう。
- ▼飲酒する機会が増える時期です。少しでもお酒を口にしたら運転はやめましょう。
- ▼横断歩道では歩行者が優先です。信号機のない横断歩道でも、歩行者を見かけたら、ドライバーストップし、歩行者に道を譲りましょう。

リサイクル活動 推進事業奨励金制度

市では、リサイクルやごみ問題に対する市民の意識の高揚を図るとともに、ごみの減量を推進するため、資源の回収活動を行う団体に奨励金を交付しています。

対象となるのは▼段ボール▼新聞▼雑誌▼紙パック▼繊維類で、市に登録のある資源回収協力業者が回収したものに限りです。

奨励金の申請は、資源回収を実施した年度内(3月末日)に行ってください(年度をまたいでの申請はできないのでご注意ください)。詳しくは、彦根市ホームページをご覧ください。お問い合わせ先 交通安全対策課 ☎ 30-6134番、FAX 24-5211番

奨励金の申請は、資源回収を実施した年度内(3月末日)に行ってください(年度をまたいでの申請はできないのでご注意ください)。詳しくは、彦根市ホームページをご覧ください。お問い合わせ先 交通安全対策課 ☎ 30-6116番、FAX 27-0395番

販売中です

2019年版県民手帳 価格 1冊600円(税込)
販売窓口 園湖東合同庁舎(元町)1階売店、両企画課(彦根駅西口仮庁舎4階)、支所・各出張所(予約不要)
※宮脇書店彦根店(尾末町)、太田書店(銀座町)、ホーム



▲滋賀県民手帳

プラザナフコ彦根店(高宮町)、北川書店(高宮町)、天童堂ビバシティブックセンター(竹ヶ鼻町)、県立大学生生活協同組合(八坂町)、滋賀大学彦根地区生活協同組合(馬場一丁目)、HYPERBOOKS(ハイパーブックス)彦根店(戸賀町)、アヤハデイオ南彦根店(戸賀町)、平和書店(大東町)、アル・プラザ彦根1階、セブンスイレブン県内各店(一部取り扱いのない店もあります)でも販売しています。
※両企画課、支所・各出張所は、平成31年1月31日(木)まで販売します。
お問い合わせ先 滋賀県統計協会 ☎ 077-526-3303
FAX 077-528-4835番、両企画課 ☎ 30-6101番、FAX 22-1308番

第70回人権週間<12月4日(火)～同10日(月)>

みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～



あらゆる差別や偏見をなくし、みんなが明るく暮らせる社会をつくりましょう。
そのためには、私たち一人ひとりが、人権について正しく理解し、周りの人の人権を尊重する意識を持つことがとても大切です。

「人権週間」を機会に、家庭で、職場で、学校で、地域で、家族と、友達と、みんなと、身近なことから人権について考えてみてください。

問い合わせ先 困人権政策課 ☎ 30-6115、FAX24-8577

人権に関わる相談は人権擁護委員・各相談窓口へ

人権に関する問題で、相談する相手がなくて困ったという経験はありませんか。そんなときには、人権擁護委員や法務局が相談に応じます。
いじめや体罰、児童虐待などの子どもの人権や、配偶者・パートナーからの暴力などの女性の人権をはじめ、あらゆる差別問題や家庭内、職場内、隣近所での問題などについて相談を受け付けています。

- ▶全国共通人権相談ダイヤル ☎ 0570-003-110
 - ▶子どもの人権 110番 ☎ 0120-007-110
 - ▶女性の人権ホットライン ☎ 0570-070-810
 - ▶外国人権相談ダイヤル ☎ 0570-090-911
 - ▶大津地方法務局彦根支局 ☎ 22-0242
- ※いずれも月～金曜日(祝日、年末年始を除く)の8:30～17:15
※秘密は固く守ります。安心して相談してください。

2019年度 金亀公園・荒神山公園 年間利用調整会議

より多くの皆さんに公園施設を効率よく利用していただくため、各施設の利用に関する年間利用調整会議を開催します。

(金) 午後5時(必着)
会議開催日時 平成31年1月12日(土) 午前10時
会議開催場所 園子どもセンター(日夏町)多目的室
申込・問い合わせ先 彦根市都市公園指定管理者 高木・技研特別共同体 ☎ 21-30923番、FAX 26-1227番

ご確認ください 電気の子メーター有効期限

電気の子メーターは、アパートなどで一括して電力会社に支払った電気料金を、使用量に応じて配分する計器のことです。

子メーターには有効期限が定められており、期限が過ぎれば取り替える必要があります(有効期限は、電気計器前面の丸形ラベルで確認できます)。検定や基準適合検査を受けた有効期限内の子メーターを使用しましょう。取り替えは、電気工事店などにご相談ください。

問い合わせ先 関西地区証明用電気計器対策委員会事務局 ☎ 06-6451-2355番

対象
▼金亀公園(野球場、テニスコート、多目的競技場)
▼荒神山公園(野球場、テニスコート、多目的広場)
優先利用申込条件(次の①～④を全て満たすこと)
①各施設の利用目的に応じたものであること
②参加者がおおむね100人以上であること
③商行為に該当しないもの
④大会準備に相当の時間を要し、通常の申込では実施が難しいもの
申込方法 公園管理事務所に
ある申込用紙に必要事項を書き、提出してください。
申込期限 平成31年1月4日